



国民年金の制度改正

みんなで支える
大切な社会保障

安心できる制度支えましょう

保険料の段階的引き上げ
本年度は月額一万三千五百八十円です。以降毎年度月額二百八十円ずつ引き上げ、平成二十九年四月以降は一万六千九百円で固定されます。なお、毎年度保険料改定率が掛かるので、実際の保険料は変更になることがあります。

若年者分の納付猶予制度
失業などのため低所得となった若年者（三十歳未満）は、親など世帯主の所得にかかわらず、

保険料を猶予。将来負担できることになったとき（十年以内）に保険料を追納することができます。ただし、平成二十七年六月までの時限措置となります。
任意加入の特例
昭和三十年四月二日から四十年四月一日生まれの人で、加入期間が不足している人も七十歳になるまで加入できます。

第三号被保険者の届け出漏れの救済
今後二年間は、過去の第三号被保険者としての未届け期間も、届け出をすることで、納付済期間となります。二年経過後は、やむを得ない理由がある場合のみ、一年以上かのほつて納付済期間として認められます。届け出先は前橋社会保険事務所 231 1705 です。

4月と8月の年2回忘れずに 老齢福祉年金証書の提出

老齢福祉年金証書（郵便局で年金を受けるときの緑色の証書）の提出は、四月と八月の年二回。対象は明治四十四年四月一日以前に生まれた人と、同年四月二日から大正五年四月一日生まれで七十歳（障害等級一・二級該当の人は六十五歳）から支給を受けている人です。

老齢福祉年金の受給者は、四月期（四月十一日）から支

給の年金を受領後四月二十日までに、証書を郵便局にある封筒（切手不要）で郵送してください。提出された年金証書は、八月期の年金額を記入して八月上旬に返送します。なお、証書の提出がないと、八月期の年金が受けられなくなり、ご注意ください。

…問い合わせは国保年金課 890 6254へ。

特定障害者に対する特別障害給付金
その期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金などを受給せず、申請で障害基礎年金一・二級程度の障害にあると認定された人には、特別障害給付金が支給されます。対象は平成三年三月以前の国民年金の任意加入対象であった学生、昭和六十一年三月以前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者で、任意加入していなかった人です。

…問い合わせは国保年金課 890 6254へ。

4月1日施行に

法律で守ります個人情報

経済社会の情報化が進む今日、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、わたしたちの生活は大変便利になっています。しかし、その反面、個人情報が入り込んでくると、取り返しのつかない被害を受けてしまう恐れもあり、プライバシーに関する不安が高まっています。

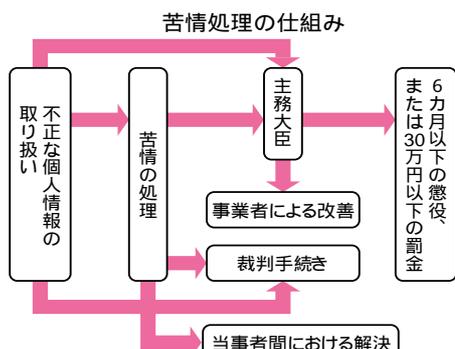
個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保護する。民間事業者の個人情報の取り扱いについて必要最小限のルールを定め、事業者が自律的に取り組むことを重視する。なお、この法律に違反した場合には罰則が適用されます。

苦情の処理

こうした中、四月一日から個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が施行されます。なお、この法律の条文など、詳しくは内閣府のホームページで確認できます。アドレスは <http://www.cao.go.jp/seisaku/kojin/index.html> です。

ポイント

今回施行された個人情報保護法の主なポイントは、次の二点



本市では、すでに平成十年四月に個人情報保護条例を施行しています。行政で取り扱う個人情報の保護について必要な事項を規定。市民の皆さんに、自己に関する個人情報の開示などを求める権利・保護を保障しています。

なお、今回の個人情報保護法の施行に伴い、条例の一部について、法律と規定内容を合わせるため、見直しを行います。

…問い合わせは情報政策課 890 5880、消費生活センター 230 1755へ。